

## 県教委の回答に対するコメント

弁護士法人房総法律 成田事務所  
弁護士 吉永 雄二

県教委作成の平成29年11月30日付「申し入れ書に対する回答について」に対してコメントさせていただきます。

### 第1 はじめに

弁護団作成の平成29年10月24日付「申し入れ書」記載の質問に対して、県教委は明確な回答を避けて、不誠実な回答に終始しています。以下、詳述します。

### 第2 刑事告発までに時間がかかった理由について

本件では、勧告から約一年もの時間が経過した後に刑事告発に至っていることから、弁護団は県教委に対して、なぜ告発まで約一年も時間がかかったのか、その経過等を時系列に沿って回答するように求めました。

しかし、県教委は「事件内容を調査・検討し、その結果、秋葉氏の行為は刑事告発が必要と判断した」としか答えておらず、時間がかかった理由について全く述べていません。

### 第3 県教委の発表について

本件では、秋葉さんが生徒の個人情報を取得した時期などについて、事実と反する新聞記事が掲載されてきました。新聞記事によると、報道機関は県教委の発表をもとに記事を書いています。そこで、弁護団は県教委がなぜ事実と反する発表をしたのか回答を求めました。

しかし、県教委は「報道機関の記事内容について言及することは控えさせていただきます」という返答しかしていません。

### 第4 千葉県個人情報保護条例第63条について

#### 1 法律・条例の大原則

刑罰を科すということは、重大な人権侵害を伴うものですから、人を処罰する法律や条例を定めるときは、「どのような行為をすると処罰されるのか明確に定めなければならない」という大原則があります。処罰される行為が明確になっていなければ、人は自分がこれからしようとしている行為が犯罪

になるか否か予測できないことになり、処罰されることをおそれて自由な行動ができなくなってしまうからです。

## 2 千葉県個人情報保護条例第63条の文言

この大原則を踏まえて、千葉県個人情報保護条例第63条を見てみますと、同条は「業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で盗用」することを禁じています。つまり、「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」がなければ、処罰されることはないのです。

「不正な利益を図る目的」の例としては、金銭を得る目的や、特定の人を誹謗中傷する目的などが挙げられます。

## 3 県教委の回答書の記載

これに対して、県教委は秋葉さんの行為について、「業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため、告発した」と述べています。しかし、この記述には明白な誤りがあります。

## 4 県教委の主張が不合理であること

県教委は、条例で定められている「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」については全く触れずに、「自己の不正な利用を図る目的」という条例に定めていない文言を持ち出してきて、条例違反だと主張しています。このような主張は、上述した大原則に違反するものですから、明らかに誤っています。

なお、県教委が主張している「不正な利用を図る目的」がどのような場合に認められるのかは不明です(条例にこのような文言がないのでわかりようがありません)。

## 5 秋葉さんの思い

秋葉さんは、若い人たちの将来を思い、日本が戦争しない国であり続けるために、安全保障関連法の廃止を願い、卒業生に署名用紙を送付しただけですから、秋葉さんに「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」がないことは明らかです。

したがって、このような秋葉さんの行為は、千葉県個人情報保護条例第63条に該当しないことは明白です。

なお、生徒の個人情報を署名用紙の送付に使用したという目的外使用について、県教委から勧告がされていますが、勧告とは別に刑事罰が科されるほどの行為ではないのです。

## 6 県教委の胸の内

ところで、県教委は、明確に規定されている条例の文言を無視して、勝手に条例の文言を変えて、「自己の不正な利用を図る目的」があるから刑事告

発したと主張していますが、なぜこのような法律・条例の大原則に反することを言っているのでしょうか。

これは個人的な推測に過ぎませんが、県教委としても、秋葉さんに「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」がないことを否定できないのではないのでしょうか。しかし、その一方で、県教委は秋葉さんを刑事告発してしまった手前、後には引けずにどうにか取り繕うために、このような不合理な主張をしているのではないのでしょうか。もちろん、県教委が条例の文言を勝手に変えて、処罰できると言ったところで全く意味はありませんし、甚だ不誠実な態度であることは疑いようがありません。

## 第5 おわりに

上述したことを踏まえると、申し入れ書の質問に対して、県教委が明確な回答を避けているだけでなく、不誠実な回答に終始していることがわかりただけだと思います。このような回答しかもらえなかったことは、弁護団としても残念に思っています。